

他部局における健康福祉関連施策

事業名	事業概要
<p>シルバー人材センター (労働雇用創生課)</p> <p>根拠法令等 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」 (S46.5.25 法律第68号)</p>	<p>本格的な高齢社会の到来に対応するためには、高齢者の知識、技能、経験を生かし、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、その意欲と能力に応じて地域に密着した就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりを図る必要がある。現在、シルバー人材センターは14市31町村に設置されている。</p> <p>また、平成9年10月には、(公社)熊本県シルバー人材センター連合会を設立し、県下全域での事業の実施と県内各センターの取りまとめを行っている。</p> <p>○対象者 おおむね60歳以上 ○会員数 9,868人 (R3.3.31現在) ○設置市町村 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町、津奈木町、南小国町</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者・障がい者の雇用対策</p> <p>障害者就業・生活支援センター事業 (労働雇用創生課)</p> <p>根拠法令 「障害者の雇用の促進等に関する法律」 (S35.7.25 法律第123号)</p>	<p>障がい者の職業生活における自立を図るため、就業、日常生活、又は社会生活上の支援を必要としている障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行い、雇用の促進及び職業の安定を図る。</p> <p><熊本障害者就業・生活支援センター「くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁」> ○運営主体 社会福祉法人慶信会 ○対象地域 熊本地域(熊本、上益城圏域) ○配 置 熊本市内に支援ワーカー10名を配置</p> <p><熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」> ○運営主体 社会福祉法人東康会 ○対象地域 県南(宇城、八代圏域) ○配 置 八代市内に支援ワーカー7名を配置</p> <p><熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」> ○運営主体 社会福祉法人菊愛会 ○対象地域 県北(鹿本、菊池、阿蘇圏域) ○配 置 菊池市内に支援ワーカー6名を配置</p> <p><熊本県有明障害者就業・生活支援センター「きずな」> ○運営主体 医療法人信和会 ○対象地域 有明圏域 ○配 置 玉名市内に支援ワーカー4名を配置</p> <p><熊本県天草障害者就業・生活支援センター> ○運営主体 社会福祉法人弘仁会 ○対象地域 天草圏域 ○配 置 天草市内に支援ワーカー4名を配置</p> <p><熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター「みなよし」> ○運営主体 社会福祉法人水俣市社会福祉事業団 ○対象地域 芦北、球磨圏域 ○配 置 水俣市内に支援ワーカー4名を配置</p> <p><共通> ○事業内容 ①障がい者からの相談に応じ必要な指導及び援助を行うとともに、関係機関との連絡調整、事業主に対する助言等、障がい者が職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行う。 ②障害者職業総合センター等が行う職業準備訓練を受けることについてあつせんする。等</p>

事業名	事業概要																									
<p>特別支援教育 (特別支援教育課 高校教育課 義務教育課)</p> <p>根拠法令等 「学校教育法」 (S22. 3. 31 制定) (H19. 4. 1 改正)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別支援教育</p>	<p>特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。</p> <p>通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障がいを含めて、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されている。県では、幼児児童生徒の支援充実のため、対応が困難な事例ほどより専門性の高い支援が得られる「段階的な支援体制」を構築し、支援に当たっている。</p> <p>○特別支援学校の概要 (県立20校、市立3校、国立1校) [表中 () 内は県内設置数]</p> <table border="1" data-bbox="485 389 1423 1384"> <thead> <tr> <th>特別支援学校</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>視覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>聴覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校 (県立12・市立3・国立1)</td> <td>知的障がいのある児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの特別支援学校4校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者及び病弱に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部及び、病弱の児童生徒を対象とした訪問教育を行う小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○小・中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援学級及び通級による指導概要(高等学校は、通級による指導のみ)</p> <table border="1" data-bbox="485 1451 1423 1930"> <thead> <tr> <th>学級等</th> <th>対象者</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学級 (県内各地)</td> <td>教育上特別の支援を必要とする児童生徒</td> <td>障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級を設置。</td> </tr> <tr> <td>通級による指導 (県内各地)</td> <td>小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒</td> <td>大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を、特別な場で受ける教育形態。障がいのある児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)を実施。小・中学校、義務教育学校は、月1～週8単位時間程度、高等学校は年間7単位を超えない範囲で実施する。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室を設置。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○小・中学校通常の学級、高等学校での支援</p> <p>公立小・中学校、義務教育学校及び高等学校では、すべての学校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会を設置し、関係機関と連携した支援体制を構築。それぞれの学習指導要領では、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と記載されており、本県においては地域ごとに各特別支援学校が助言等を行い支援の充実を図っている。</p>	特別支援学校	概要	主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	視覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	聴覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校 (県立12・市立3・国立1)	知的障がいのある児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの特別支援学校4校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施	主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。	主として肢体不自由者及び病弱に対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部及び、病弱の児童生徒を対象とした訪問教育を行う小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)	病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	学級等	対象者	概要	特別支援学級 (県内各地)	教育上特別の支援を必要とする児童生徒	障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級を設置。	通級による指導 (県内各地)	小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒	大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を、特別な場で受ける教育形態。障がいのある児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)を実施。小・中学校、義務教育学校は、月1～週8単位時間程度、高等学校は年間7単位を超えない範囲で実施する。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室を設置。
特別支援学校	概要																									
主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	視覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	聴覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校 (県立12・市立3・国立1)	知的障がいのある児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの特別支援学校4校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施																									
主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。																									
主として肢体不自由者及び病弱に対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部及び、病弱の児童生徒を対象とした訪問教育を行う小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)	病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
学級等	対象者	概要																								
特別支援学級 (県内各地)	教育上特別の支援を必要とする児童生徒	障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級を設置。																								
通級による指導 (県内各地)	小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒	大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を、特別な場で受ける教育形態。障がいのある児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)を実施。小・中学校、義務教育学校は、月1～週8単位時間程度、高等学校は年間7単位を超えない範囲で実施する。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室を設置。																								

事業名		事業概要
特別支援教育	私立学校経常費助成費補助 (私学振興課) 根拠法令等 「学校教育法」 「私立学校振興助成法」	(高等学校への補助) 特別な支援を要する生徒の受入れ、個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成並びに特別支援教育、不登校対策、いじめ対策、中途退学対策のための校内組織の整備及び取組を行っている高等学校に、特別支援教育等に必要な経常的経費の一部を補助し、特別支援教育体制の充実を図る。 受入れ及び計画の策定等については、障がい有していることが確認できる生徒(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書等により確認できる者。また、病院、中学校からの情報提供書等により確認できる者。なお、保護者が記入した健康調査書等による場合は、記載内容{(傷病名(ADHD、LD等)や服用している薬名}により、明らかに障がい有しているとわかる場合)のみを対象とする。 また、校内組織の整備及び取組については、組織を整備のうえ取組が実施されていることが分かる書類(校務分掌等)にて確認を行う。 ・令和2年度の各学校における取組実績 特別な支援を要する生徒の受入れ 19校(367人) 校内組織の整備及び取組(不登校対策等の生徒対策を含む) 18校
	熊本時習館特別支援相談員派遣事業 (私学振興課) 根拠法令 県単独事業	発達障がいに関する専門知識を有する者を私立学校(私立中学高等学校等)に派遣し、教職員に対する研修会の実施や、発達障がいのある生徒への対応について助言することにより私立学校を支援し、発達障がいのある生徒の修学環境の向上を図る。 主な支援の内容 ○私立学校における校内支援体制の充実に関する支援 ・校内委員会による支援検討、特別支援コーディネーターを中心とした支援調整等の充実、活用に必要な助言及び支援 ・発達障がいのある生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援に係る助言及び支援 ○発達障がいのある生徒の対応に関する学校への支援 ・支援会議への参加、学校訪問や電話・電子メール等による学校(教職員)への助言及び支援
大学進学支援	熊本県夢応援進学給付金(私学振興課) 根拠法令 県単独事業	熊本地震により被災して経済的に進学が困難な生徒の大学進学を支援するため、「熊本県育英資金(被災特例枠)」の貸付を受けて大学等に進学する非課税世帯の生徒に対して、大学等進学後に給付金として自宅通学生には10万円、自宅外通学者には30万円を給付する。

特別支援学校一覧

1 公立特別支援学校

設置者	学校名	当該学校が主として行う教育	設置学部					寄宿舎	在籍数	〒		電話		
			幼	小	中	高	専			所在地		FAX		
県	盲学校	視覚障がい者に対する教育	●	●	●	●	●	●	45	862-0901	096-368-3147	熊本市東区東町3-14-1	368-3148	
県	熊本聾学校	聴覚障がい者に対する教育	●	●	●	●	●	●	89	862-0901	096-368-2135	熊本市東区東町3-14-2	368-2137	
県	熊本はばたき高等支援学校	知的障がい者に対する教育				●			202	862-0901	096-331-5656	熊本市東区東町3-14-3	360-0770	
県	ひのくに高等支援学校					●		●	104	861-1101	096-249-1001	合志市合生4360-7	249-1102	
県	鏡わかあゆ高等支援学校					●		●	115	869-4201	0965-31-2577	八代市鏡町鏡村937番地	52-5161	
県	熊本支援学校			●	●	●			186	862-0941	096-371-2323	熊本市中央区出水5丁目5-16	371-0078	
県	松橋西支援学校			●	●				162	869-0502	0964-33-2797	宇城市松橋町松橋308-1	33-2737	
	高等部上益城分教室 (甲佐高等学校内)					●			20	861-4606	096-235-8040	上益城郡甲佐町横田327	235-8041	
県	荒尾支援学校			●	●	●			167	864-0032	0968-62-1131	荒尾市増永字西長浦2299-3	69-1064	
県	かもと稲田支援学校		小中		●	●				47	861-0303	0968-46-1740	山鹿市鹿本町高橋638番地	46-1717
			高				●		861-0304		0968-46-5638	山鹿市鹿本町御宇田312	46-5641	
県	大津支援学校				●	●	●		163	869-1235	096-293-0486	菊池郡大津町室1381	293-8052	
県	菊池支援学校				●	●	●		148	861-1101	096-242-0069	合志市合生4300	242-0200	
県	小国支援学校				●	●	●		40	869-2501	0967-46-4370	阿蘇郡小国町宮原2635-2	46-5980	
県	球磨支援学校				●	●	●		91	868-0501	0966-42-3792	球磨郡多良木町多良木4217	42-6938	
県	天草支援学校				●	●	●		107	863-0005	0969-23-0141	天草市本町新休972	22-5673	
市	八代市立八代支援学校				●	●	●		87	866-0014	0965-32-3251	八代市高島町1-6	39-5007	
市	熊本市立平成さくら支援学校					●		73	860-0833	096-245-6232	熊本市南区平成2丁目20-1	245-6242		
市	熊本市立あおば支援学校			●	●			45	860-0001	096-245-6440	熊本市中央区千葉城町5番3号	245-6449		
県	芦北支援学校(肢)	肢体不自由者及び知的障がいに対する教育		●	●				22	869-5461	0966-82-4627	葦北郡芦北町芦北2829-8	82-4606	
	高等部佐敷分教室(知) (芦北高等学校内)					●			22	869-5431	0966-61-3303	葦北郡芦北町乙千屋20-2	61-3304	
県	熊本かがやきの森支援学校	肢体不自由者に対する教育		●	●	●			68	860-0046	096-319-2000	熊本市西区横手5丁目16-28	319-2111	
	江津湖療育医療センター分教室							20	862-0947	096-379-4420	熊本市東区画図町重富575	379-4420		
	松橋支援学校			●	●	●		●	40	869-0543	0964-32-0729	宇城市松橋町南豊崎252	32-0565	
	苓北支援学校			●	●	●			20	863-2503	0969-35-1780	天草郡苓北町志岐1120	35-2766	
県	松橋東支援学校	肢体不自由者及び病弱に対する教育	●						19	869-0524	0964-32-1726	宇城市松橋町豊福2910	32-2280	
	訪問教育(病弱)			●	●				15					
県	黒石原支援学校	病弱者に対する教育		●	●	●			107	861-1102	096-242-0156	合志市須屋2659	242-5341	
計		23校	3	19	19	21	2	5	2,224					

2 国立特別支援学校

設置者	学校名	設置学部					寄宿舎	在籍数	〒		電話	
		幼	小	中	高	専			所在地		FAX	
国	熊本大学教育学部附属特別支援学校		●	●	●			60	860-0862	096-342-2956	熊本市中央区黒髪5丁目17-1	342-2950